

平成 30 年 7 月に「市民後見人の行動指針」を制定しました。市民後見活動の本質とは、ご本人の意思決定を支援すること（身上保護の重視、自己決定権の尊重など）ではないでしょうか（理事長）。

市民後見人の行動指針

私たちは「市民が市民を支える社会」を創造するため、成年後見制度の健全な発展と利用の促進を願うものである。平成 26 年 1 月の障害者権利条約の批准を機に、日本の成年後見制度は抜本的な改善を迫られている。いったい誰のための制度なのか、何のためにあるのか、が問われているのである。これまでの代理・代行の制度（後見偏重、財産管理中心）から意思決定支援の制度（身上保護中心）に改め、利用者が利用のメリットを実感できる制度に生まれ変わろうとしている。

このことを踏まえ、市民後見人が法人後見の後見事務担当者として主体的に活動し、後見業務を正しく遂行するための行動指針を制定する。

1. 市民後見人は本人の良き理解者であり、良き伴奏者である

事理弁識能力を欠く人が、社会の中で人間として尊重され、人権を守られ、健常者と同じように生きていくことをサポートする（寄り添う、伴走する）、それこそが後見人の職務の本質である。それを実現できる担い手こそ、高い社会貢献意欲と倫理観を備えた元気シニア、子育てや介護などの経験のある主婦であり、現役時代に培った専門的な知識や経験や技能、後見実務に必要な良識を備えた市民後見人なのである。

2. 市民後見人は本人の意思や選好を最もよく知る者である

本人の自己決定権を尊重し、意思決定を支援するため、市民後見人は本人の意思や選好を最もよく知る者でなければならない。

- ①本人の性格、生活歴、障害の程度や病歴、服薬、家族関係などの理解に努め、そのための後見アセスメントシート（現状把握—改善提案—成果確認）を活用する。
- ②本人と月 1 回以上面談し、本人の生活状況、意思、選好を理解するよう心掛ける。
- ③意思や選好は変化するので情報の収集、蓄積、更新に気を配るようにする。

3. 市民後見人は本人の支援者であり、周囲の支援者たちとのよき仲介役である

本人の意思決定の支援者であり、同時に周囲の支援者たちとのよき仲介役である。

- ①本人の意向や生活状況を把握し、生活の質の改善と向上に努める。
- ②本人の支援者たち（家族、介護専門員など施設関係者、医師・看護師など病院関係者）や行政など関係機関とも緊密に連携し、仲介役としての役割を積極的に果たす。
- ③本人が家族や施設等から虐待やネグレクトなどの被害を受けていないか注意する。

④本人の自立性を高め、少しでも社会復帰や社会参加につながるよう支援する。

4. 市民後見人は本人に関与しながら自分自身の心を観察する

- ①後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の事前指示に従う。事前の指示がなければ本人の意向や選好を尊重し、推定される意思に沿って判断する。
- ②保佐人・補助人として意思決定支援するときは、自分の考えや好みの押し付けとならぬよう自制し、本人の権利や行動の自由を制約しないよう注意する。
- ③同意権を行使するときは、本人に十分な情報を提供し、本人の意思決定を支援したうえで、同意するか否かを判断する。取消権の行使は必要最小限にとどめる。
- ④本人の身上や財産に著しい不利益が生じる恐れがあるときは、そのことを本人に丁寧に説明し、本人の利益にかなう決定がされるよう支援する。

5. 市民後見人は職務を正しく遂行しなければならない

- ①使い込み・無断借用・流用、虚偽支出などの犯罪行為を行ってはならない。
- ②寄付、株式やハイリスク金融商品などへの投資、被後見人との間で個人的に任意代理契約や遺贈契約などを締結する行為を禁止する。
- ③後見人及びその関係者への贈与、貸付、保証、医療行為への同意、被後見人の入所時の身元保証などの行為は原則として禁止する。
- ④親族に対する扶養、親族からの立て替え金の支払い、個室や差額ベッドの利用、多額の祝儀・香典、被後見人名義の不動産の利用・処分、被後見人に債務を負わせることなどの異例事務を行うときは、法人後見部など関係部と十分に協議する。

6. 任意後見契約を締結する場合の基本姿勢（倫理宣言）

私たちは、成年後見制度の「自己決定権の尊重」という理念を最も体现している任意後見制度の健全な発展を願うものである。しかしながら、「契約自由の原則」の美名にかくれて、悪しき動機を持った代理人等による制度の濫用、利益相反行為、倫理的・道義的に問題ある行為が水面下で横行する現状を憂えるものである。私たちは任意後見制度の厳正な運用をめざして以下のような倫理宣言を表明する。

- ①任意後見契約を結ぶときは、委任者との信頼関係を築いたうえで、本人の理解力、判断力、経験及び財産の状況などに配慮した契約内容となるよう心掛ける。
- ②将来型任意後見契約を原則とし、当初から財産管理委任契約をとまなう移行型任意後見契約や即効型任意後見契約を結ばない。
- ③継続的な身守りを通して本人と定期的に面談し、本人の健康状態や生活環境の変化に気を配る。判断力が低下したときは、遅滞なく任意後見監督人の選任を申し立てる。
- ④任意後見契約に関連して当会が寄付の受取人になるような勧誘をしない。また当会が受遺者になるような「遺言公正証書」の作成を勧誘しない。
- ⑤身寄りのない委任者が有料老人ホームなどに入所するさいの身元引受人・身元保証人になる見返りとして、特別の利益供与を求める行為をしない。